

北空知の債務者11人

2,000万円の返済請求

訴状などによると、消費者金融など八社は、利息制限法で定められており、上限利回りに対する正しい説明や適正な書面の交付をしないまま、原告一人から利息制限法を上回る不正な利息を得た。

グレーバー金利に光

消費者金融8社相手に

過払い500万円の男性も

不当な利回り払わされた!

計八社を相手に過払い利息などを一括訴訟した。「利息制限法」(上限金利年20%)と「出資法」(同29.2%)のはざまにある「いわゆるグレーバー金利」に光を当てた不当利得返還訴訟で、全国的な潮流として各地で法廷闘争が繰り広げられている。

利回りを上回る利息を不当に支払われたとして、北空知管内などに住む債務者一人が十七日、消費者金融など

原告十一人は、無人契約機をはじめとした契約方法など「みなし弁済」がきちんとされてないとして、民事上の不当利得にあたると主張している。

「みなし弁済」の扱いについては、「その適用要件の解釈を厳格にすべき」とする最高裁判例(平成十六年二月二十日)があるほか、今月十三日に

北空知新聞

発行所
北空知新聞社

〒074-0001
深川市1条11番16号
TEL (0164) 23-5509
FAX (0164) 23-5529

講読の申し込み
ご意見・ご要望は
TEL 23-5509
FAX 23-5529
eメールアドレス
kitasorachi@galaxy.ocn.ne.jp

を示している。借り手保護を明確に打ち出した判決で、消費者金融などは業務の抜本的な見直しを迫られるのは必至だ。

代理人の木村幸一司法書士は利回りを定めた「利息制限法」と「出資法」のダブルスタンダードが存在すること自体おかしい。たとえ、「みなし弁済」が適正にされても、不当利得にあたるとすると考え

る。消費者金融などは、どうした「みなし弁済」をさせているのが実態だ。原告一人は、無人契約機をはじめとした契約方法など「みなし弁済」がきちんとされてないとして、民事上の不当利得にあたると主張している。「みなし弁済」の扱いについては、「その適用要件の解釈を厳格にすべき」とする最高裁判例(平成十六年二月二十日)があるほか、今月十三日に

木村司法書士による「木村司法書士による利息制限法からみて、不当利得にあたると考え

る」と話す。

木村司法書士によると、全国で昨年十二月現在、原告千三百人が消費者金融など計百社を相手に、利息は出資法で刑事罰が科せられるのに対し、「利済」を条件に「金業規制法が例外的に認めてい

る。最高裁第二小法廷が債務者の任意性に主眼を置き、利息制限法の上限を上回る利息で貸し付けられることそのものを実質否定する画期的な司法判断

としている。借り手保護を明確に打ち出した判決で、消費者金融などは業務の抜本的な見直しを

こしている。〔間山〕